

## 審 査 基 準

平成28年1月14日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第19条第4項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項、同第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）、同第8条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
問 合 せ 先：申請先警察署の生活安全課（係） 熊本県警察本部生活環境課（電話番号：096-381-0110）
備 考：